

佐久市議会業務継続計画

(市議会版 BCP)

令和2年9月

佐久市議会

目 次

1	業務継続計画（BCP）の目的	2
2	災害時の議会及び議員の行動指針	
（1）	議会の役割	2
（2）	議員の役割	2
3	災害時の市との連携・協力関係	2
4	議会BCPの発動基準	3
5	業務継続に係る体制及び活動基準	
（1）	業務継続（安否確認）体制の構築	3
ア	議会及び議員の体制	4
イ	議会事務局職員の体制	8
ウ	行動形態	10
エ	行動基準	11
オ	議員の参集方法など	11
（2）	議会審議を継続するための環境整備	13
ア	庁舎の建物・設備	13
イ	情報システム	13
6	情報収集	
（1）	地域の災害情報の収集	13
（2）	市対策本部と災害連絡本部との情報共有体制の確立	14
7	議会の防災計画と防災訓練	
（1）	佐久市議会の防災計画	14
（2）	佐久市議会の防災訓練	14
8	議会BCPの運用と見直し	14
9	出張の際の危機管理対応	15
10	計画の体系図	
	時系列にみる災害時の基本的行動パターン	15
別紙 議会BCP行動基準		
	地震の場合	17
	感染症の場合	20
別紙様式1	議員安否確認表	24
別紙様式2	議員参集状況調書及び災害被害状況報告書	25
別紙様式3	議員の安否確認などのメール文例	26

1 業務継続計画(BCP)の目的

大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定が必要となっている。多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、自然災害など大規模災害等の緊急事態が発生した際に、佐久市議会の迅速で適切な初動対応を始めとした災害対応等について必要な事項を定めた佐久市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定することにより、被害の拡大防止、並びに議会機能の早期回復とその維持を図ることを目的とする。

2 災害時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会の役割

議会は、行政の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェック・評価し、また、市の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。

また、災害時の初動対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

(2) 議員の役割

議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員はこうした議決機関としての議会機能を維持し根幹的な役割を十分に認識すると同時に、地域の救援救護活動などに従事する役割も担うものである。

3 災害時の市との連携・協力関係

市長は、災害発生時に必要と認めるとき、災害対策本部を設置し、佐久市地域防災計画に基づく各対策部が、災害対応活動に主体的に当たることとなる。一方の議会は、主体的な役割を果たすわけではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、佐久市議会災害等対策連絡本部（以下、「災害連絡本部」という。）を通じて行い、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視機能と議決機能を適正に行行使するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力である必要がある。

4 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害の種別と発動基準は、次のとおりとする。
佐久市地域防災計画に基づく佐久市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害を概ね準用する。

災害種別	発 動 基 準
地震	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ○その他議長が必要と認めたとき。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 ○局地的な災害が発生したとき。 ○大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。 ○河川の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。 ○気象庁の事前情報により、24時間降雨量が250ミリ程度見込まれるとき。 ○令和元年東日本台風（台風第19号）と同程度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。 ○その他議長が必要と認めたとき。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報が発表されたとき。 ○噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4・5）が発表されたとき。 ○その他議長が必要と認めたとき。
その他	<p>上記自然災害のほか、事件・事故による大規模災害、新型コロナウイルスなどの感染症、大規模なテロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他議長が必要と認めたとき。

5 業務継続に係る体制及び活動基準

（1）業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

ア 議会及び議員の体制

(ア) 議会災害等対策連絡本部の設置及び役割

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市対策本部が設置された後、速やかに災害連絡本部の設置の可否を決定し、迅速な災害対応に当たるものとする。

災害連絡本部は、収集した災害情報を速やかに議員へ提供する。

なお、災害連絡本部の構成は、議長、副議長、各会派代表、その他の議員で組織し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担い、設置基準は次のとおりとする。

ただし、災害連絡本部員については、原則として、各会派の代表とし、議長が必要と認めたときは、災害連絡員の中からも指名することができる。

(災害連絡本部)

役職	議長	副議長	各会派の代表（その他の議員）
災害連絡本部	本部長	副本部長	災害連絡本部員（災害連絡員）
主な任務	◇災害連絡本部の設置を決定し、会議の事務を統括する。 ◇市対策本部長と連携・協力し、対応にあたる。	◇本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	本部長の指示のもと、次の任務に当たる。 ○災害連絡本部の運営に関すること。 ○議員の安否に関すること。 ○議員の参集に関すること。 ○各委員会等との連携に関すること。 ○災害情報の収集・公表に関すること。 ○市対策本部等との連携・協力に関すること。 ○その他、災害対策に必要とされること。

災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
・地震 ・風水害 ・火山災害 ・その他	◇市対策本部の設置後、速やかに議長が災害連絡本部の設置の可否を決定し、市対策本部の解散をもって災害連絡本部を解散するものとする。	◇佐久市役所議会棟 2 階 全員協議会室（状況に応じて、本部長が指定した場所）	◇本部長等から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに災害連絡本部等に参集する。	◇会議の進行は、本部長が行う。 ◇協議事項は、その都度、本部長が決定する。

※感染症拡大防止等のため、本部長が必要と認めるときは、情報通信技術を利用したオンライン会議システム（インターネットを利用して遠隔地にいる者の間で会議を行うことができるシステムをいう。）により、災害連絡本部の会議を開催することができる。

(イ) 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と同居家族の安全確認、安否確認を行い、自身と同居家族の安全が確保された段階でメール連絡配信システム等により安否報告をし、次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、活動にあたるものとする。

- a 災害連絡本部からの議員の参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- b 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。
- c 災害連絡本部からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- d 各会派代表等は、議長が災害連絡本部を設置した場合は、上記にかかわらず災害連絡本部の任務にあたる。

(ウ) 災害発生時期に応じた議員の行動基準

- a 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、同居家族の安否確認を行うとともに、本部長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

- b 災害が時間外（夜間、土曜、日曜、祝・休日など）に発生した場合（議員が市内にいる状況）

議員は、速やかに自身と同居家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害連絡本部員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、本部長の指示により参集し災害連絡本部の任務に当たる。災害連絡員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一市民として支援活動や災害情報の収集にあたるものとする。

- c 災害が議員の市内不在時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で同居家族の安否の確認を行い、議会事務局に安否・所在地及び市内へ戻れる見込時間の報告を行うとともに、速やかに佐久市に戻り、災害連絡本部長の指示による参集又は、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一市民として支援活動や災害情報の収集にあたるものとする。

(エ) 災害連絡本部など指揮命令系統

災害連絡本部においては、本部長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。なお、災害連絡本部の第一次招集は、本部長（議長）、副本部長（副議長）及び災害連絡本部員（各会派の代表）とし、第二次招集は、災害連絡員（その他の議員）とする。

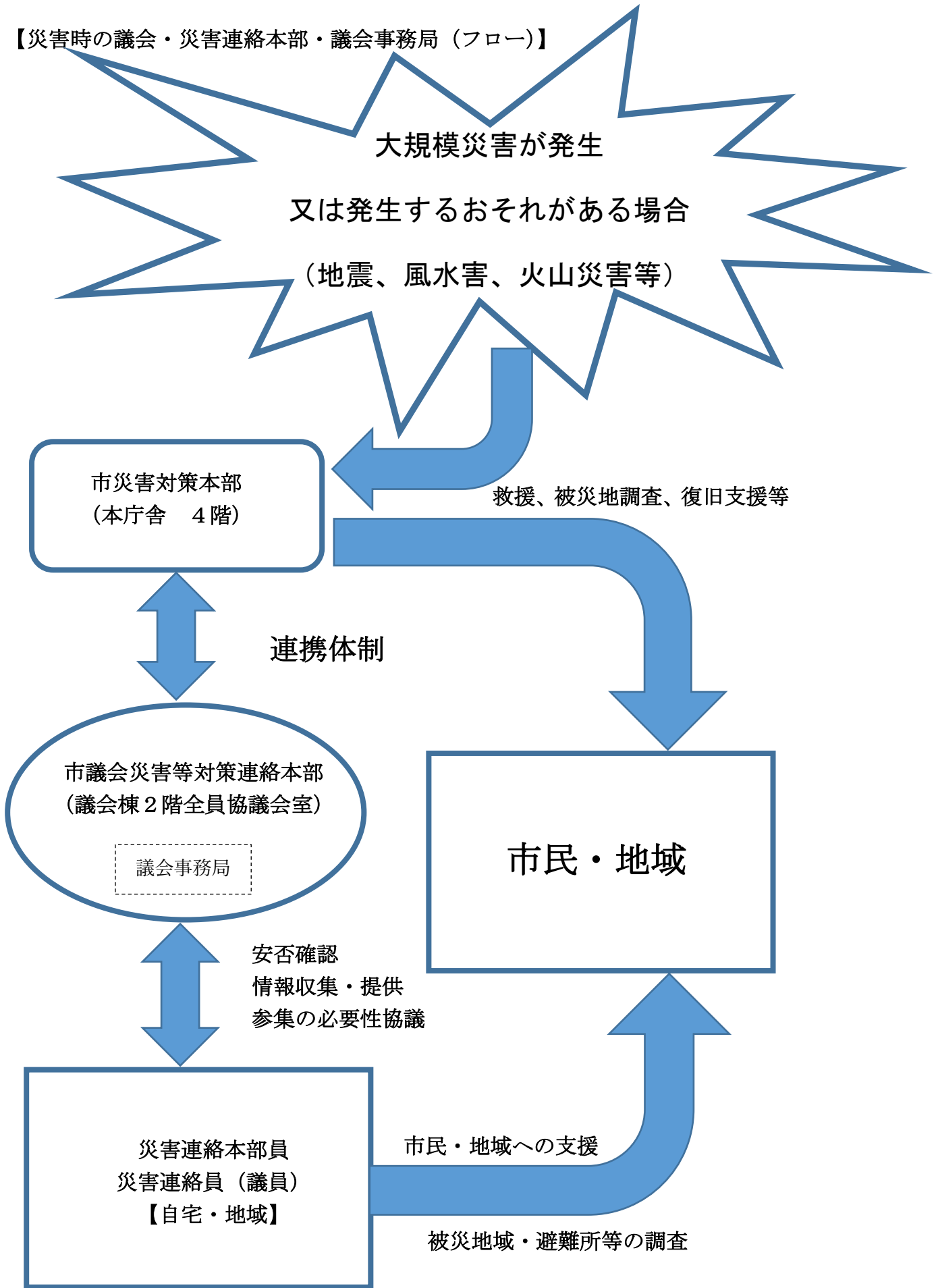
(命令・指揮)

【災害連絡本部長不在時の代行順位】

- ・本部長（議長）

順位	代行者
第1位	副本部長（副議長）
第2位	第一会派代表（最大会派代表）
第3位	第二会派代表

【災害時の議会・災害連絡本部・議会事務局（フロー）】



イ 議会事務局職員の体制

市において、市対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「応急業務（非常時優先業務）」という。）にあたるものとする。

（ア）災害発生時に応じた議会事務局職員の行動基準

a 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行った後、全議員の安否確認をメール連絡配信システムにより行う。その後、応急業務（非常時優先業務）にあたる。

【本会議又は委員会開催中】

本議会又は委員会開催中における応急業務（非常時優先業務）は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導にあたり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否確認表（別紙様式1）を活用するなど迅速に行う。

【休会又は閉会中】

休会又は閉会中における応急業務（非常時優先業務）は、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、応急業務（非常時優先業務）を行う。

b 災害が勤務時間外に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保したうえで、佐久市職員災害対応マニュアルに定められた災害時の配備基準に従い、速やかに議会事務局へ参集し、全議員の安否確認をメール連絡配信システムにより行う。その後、応急業務（非常時優先業務）にあたる。配備基準外の職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡がとれる態勢を確保するとともに、自宅での待機等により指示を待つ。

（イ）議員への安否確認方法

a 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどからメール連絡配信システムにより安否確認を行うこととし、（30分以内に）返信がない場合には、固定電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、メール連絡配信システムによる送信に加えて、直接電話により安否確認を実施する。

b 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯電話などからメール連絡配信システムにより安否確認を行うこととし、（30分以内に）返信がない場合には、議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、メール連絡配信システムによる送信に加えて、直接電話により安否確認を実施する。

(ウ) 議員の安否確認事項

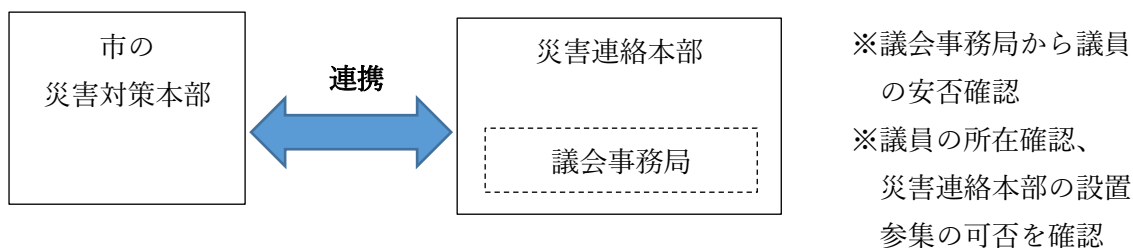
議員安否確認表（別紙様式1）に基づき次の内容を確認する。

- a 議員とその同居家族の安否状況
- b 議員の所在地
- c 議員の居宅の被害状況
- d 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- e 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- f 地域の被災状況
- g その他

ウ 行動形態

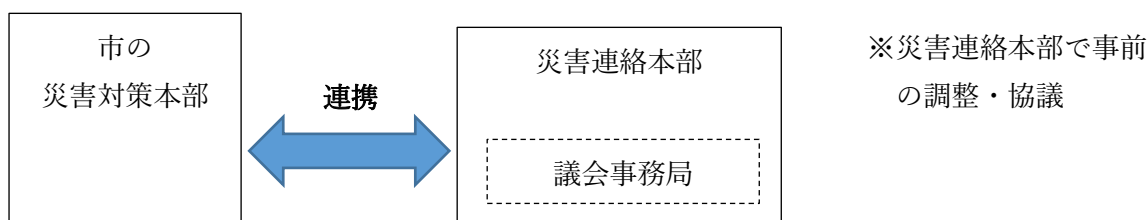
(災害が勤務時間外に発生した場合)

初動期（発災後～3日）：議会事務局職員の参集、災害連絡本部の設置、安否確認の実施、情報の収集



※議員は、災害連絡本部からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動に協力する

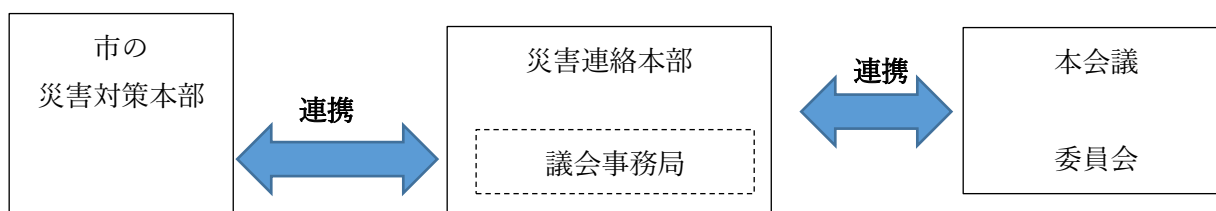
中期（発災後3日～7日）：災害情報の収集、把握、共有、発信



※議員と市の収集した情報を災害連絡本部で共有し、市対策本部と連携を図る

※議員は、災害連絡本部からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する

後期（発災後7日～1か月）：議会機能の早期復旧



※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議する

1か月～：常時の議会組織体制へ（復興計画などを、議会として審議）

エ 行動基準

災害等が発生した場合の行動基準は、別紙のとおりとする。

オ 議員の参集方法など

議員は、災害連絡本部から参集の指示があった場合には、自身と同居家族の安全を確保した上で速やかに参集し、議員参集状況調書及び災害被害状況報告書（別紙様式2）を提出するものとする。なお、自身や同居家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を本部長に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

【議員参集方法等】

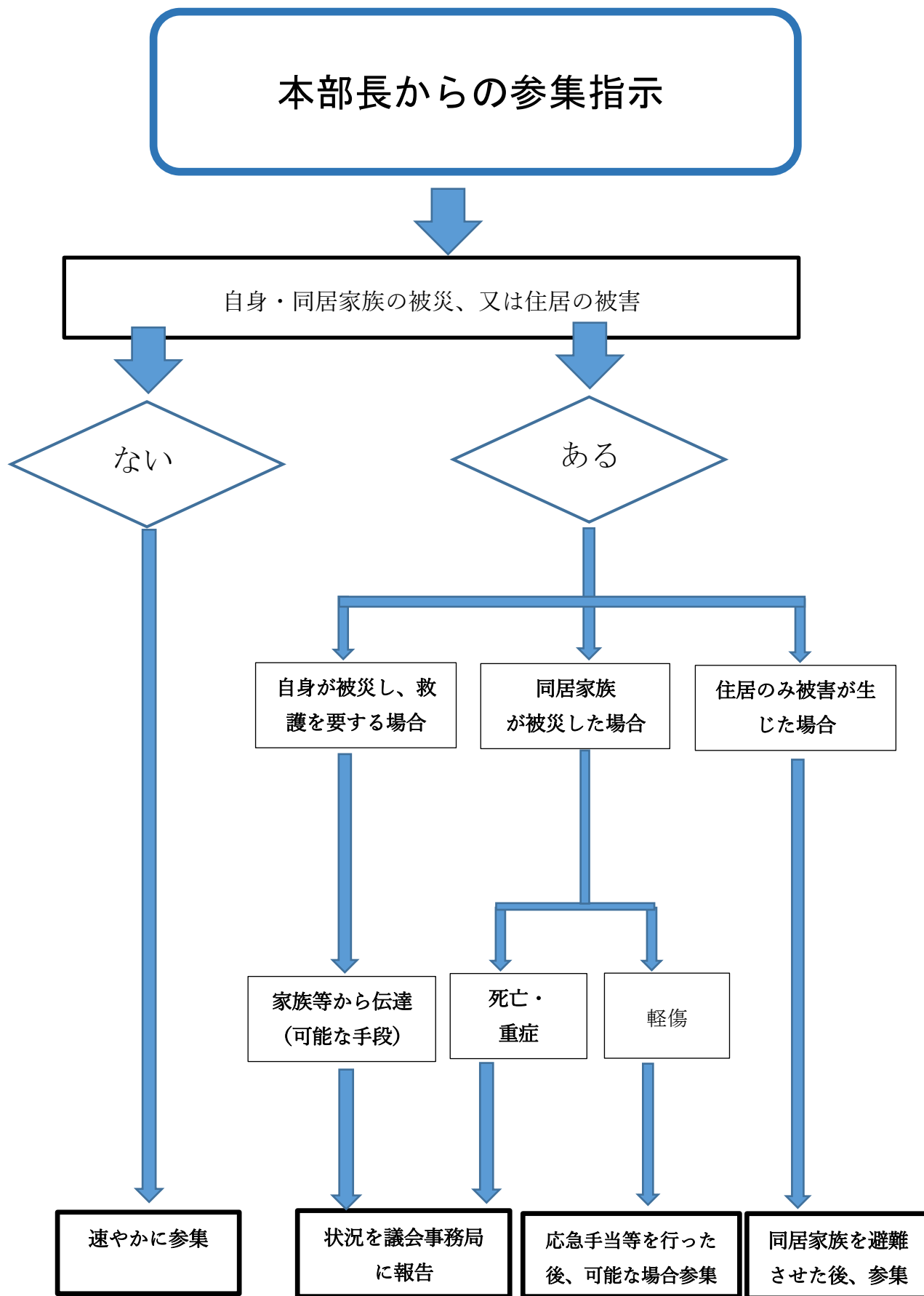
参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
◇自家用車での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集	◇本庁舎が被災していない場合 ⇒全員協議会室（議会棟2階） ◇本庁舎が被災した場合 ⇒本部長が指定する代替施設・場所	◇防災服、ヘルメットの着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 ◇冬季は防寒対策を行う	◇携帯電話、筆記用具、飲料水、軍手、マスク、着替えなど

※参集途上、被災者の救護・救命が必要となった場合には、当該救援活動を優先する。

この場合、直ちに災害連絡本部に報告する。

※参集途上、可能な範囲で災害情報を収集する。

【議員の参集フロー】



(2) 議会審議を継続するための環境整備

災害によって議会棟や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必要な資源確保に向けた環境の整備が必要である。

ア 庁舎の建物・設備

佐久市災害時業務継続計画（BCP）において、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の優先順位が以下のとおり定められている。

- 1 望月支所
- 2 臼田支所

イ 情報システム

現在、議会の情報システムは、執行機関のネットワークシステムの中で管理している状況である。いずれも執行機関のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。

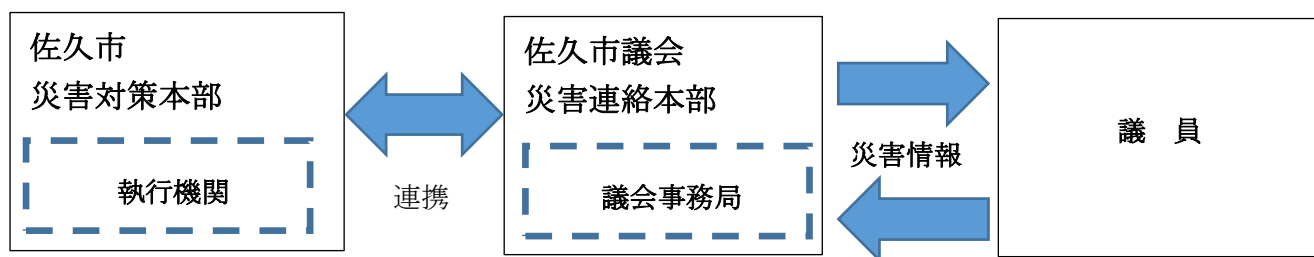
会議録検索システム、議会インターネット中継等については、業務委託先において保管している。

6 情報収集

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うにあたっては、必要な地域の災害情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害情報は、佐久市地域防災計画に基づき市災害対策本部に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報が寄せられることで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応にあたるためには、綿密な情報共有が必要である。

そのために、市対策本部と災害連絡本部において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



(1) 地域の災害情報の収集

議員は、市が把握する災害情報に加えて、区長と連携をしながら議員としての立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害連絡本部からの参集指示があるまでは、一市民として、地域での応急活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の收拾、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、市が把握しきれない被害情報を補完するなど、非常に有益である。一方、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の

効率化につなげるため、あらかじめ議員が収集した情報を災害連絡本部に集積し、整理しておくことが重要である。

また、市民への災害情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、情報の収集・発信などについて必要な情報を精査するなど、情報管理の仕組みを構築することが必要である。

(2) 市対策本部と災害連絡本部との情報共有体制の確立

災害連絡本部は、災害発生時には、市対策本部から市内被災状況の情報収集とともに、議員が収集する情報は、市が把握しきれない情報を補完するなど、非常に有益であることから、必要に応じて災害連絡本部を通じて市対策本部に情報提供する必要がある。

市対策本部が収集する災害情報と災害連絡本部の議員が収集した被災情報を相互に共有し、災害被害状況を効率的・効果的に整理・分析することにより、迅速で精度の高い被災情報の把握につながると考えられる。このことは、被災された市民への素早かつ確かな救護・救援活動に対応できることにつながる。

こうしたことから、市対策本部と災害連絡本部との災害に係る情報共有体制を築くことはたいへん重要である。

7 議会の防災計画と防災訓練

(1) 佐久市議会の防災計画

佐久市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として佐久市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

佐久市議会では、議会における災害発生時の対応について、議会BCPを策定し、災害非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定める。

(2) 佐久市議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害発生時における議会と議会事務局の体制や行動基準、災害時応急業務（非常時優先業務）の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとする。併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を計画的に実施する。

8 議会BCPの運用と見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。

また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPの適宜改正、見直しを行う。

9 出張の際の危機管理対応

- (1) 議長は、市議会の危機管理上、議員が県外へ出張する場合、必ず一定数の議員が市内に滞在するよう措置を講ずる。
 - ア 正副議長の出張については、特段の配慮をする。
 - イ 常任委員会及び特別委員会等の出張については、危機管理対応等を考慮し、実施することとする。
- (2) 委員会等が出張中に大規模災害が発生し、佐久市が災害対策本部を設置したときは、直ちに出張を中断して佐久市に戻る。

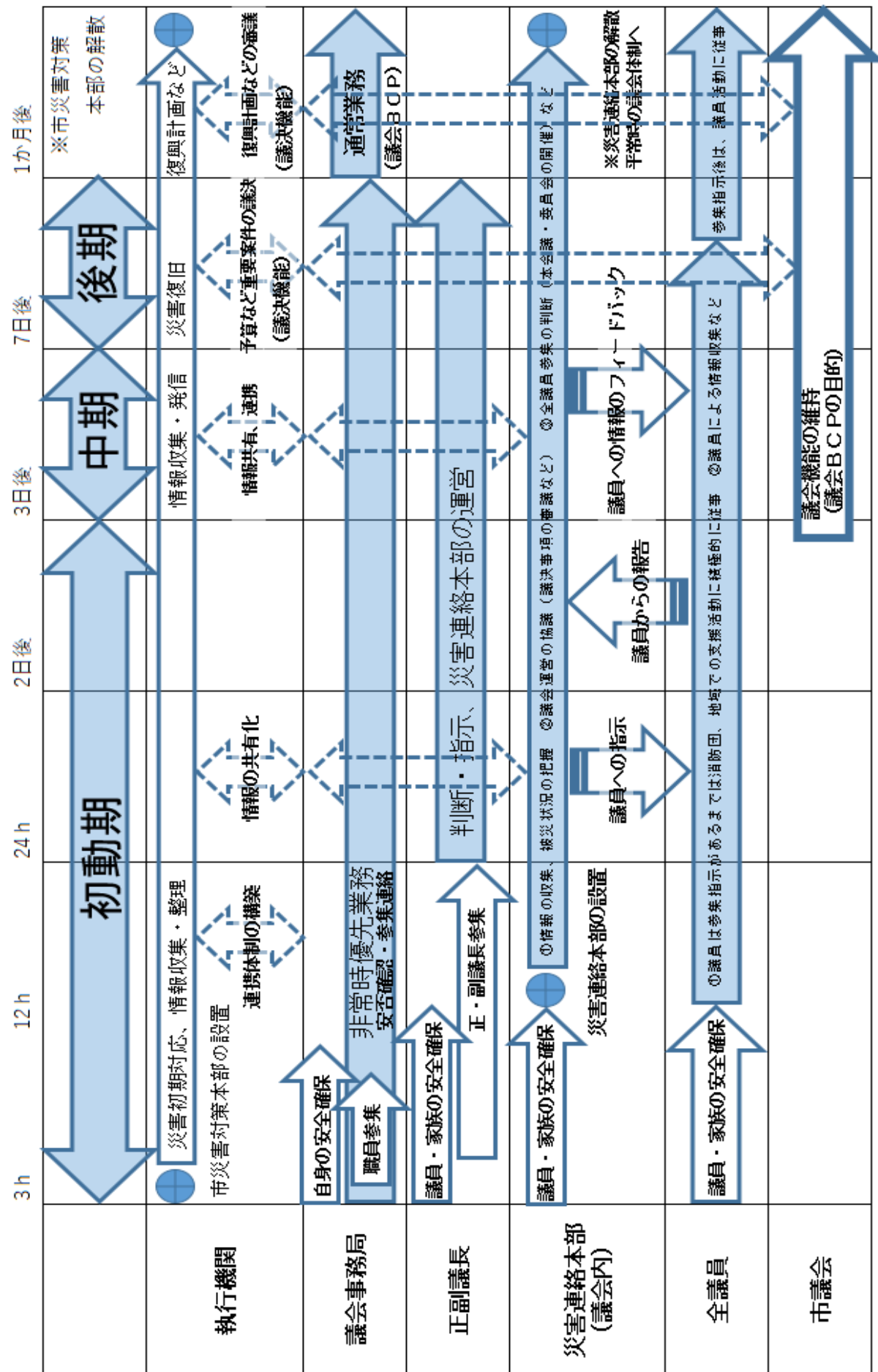
10 計画の体系図

時系列にみる災害時の基本行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害(地震)が休日・時間外に発生した場合を一つの基本行動パターンとして整理する。

(資料参照)

◇時系列にみる災害時の基本的行動パターン（※災害が休日・時間外の場合）



別紙

議会BCP行動基準
(地震の場合)

時期	議会事務局職員の行動	災害連絡本部の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後 ～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害情報の確認 ◇自身の安全確保 ◇参集者は指定された場所へ参集 ◇議会事務局の被災状況の確認（災害連絡本部の場所決定） ◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇災害連絡本部の設置 ◇市と連絡体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部の設置 ◇災害関係情報の収集 ◇市対策本部等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自身と家族の安全確保 ◇議会事務局に安否報告
24時間 ～ 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇議場、委員会室などの被災状況の確認 ◇災害連絡本部の運営 ◇災害関係情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ◇議員の安否などの情報整理 ◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市対策本部等との情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救済、救助活動、避難所運営などへの協力
48時間 ～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部の運営 ◇災害関係情報の収集・整理・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市対策本部等との情報共有 ◇議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ◇災害連絡本部からの指示に即応できる態勢の確保

<p>【中期】 3日 ～ 7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部の運営 ◇災害関係情報の収集・整理・発信 ◇議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ◇災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部からの指示を踏まえて行動 ◇地域での災害情報、意見、要望などの収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ◇災害連絡本部からの指示に即応できる態勢の確保
<p>【後期】 7日 ～ 1か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部の運営 ◇議会再開に向けた準備 ◇通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ◇本会議、委員会の開催準備 ◇復旧体制などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害連絡本部からの指示により、議員活動に専念 ◇本会議、委員会の開催 ◇議決事件の審議・議決 ◇復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ◇復興計画の審議 ◇通常の議会体制への移行

※風水害、その他の災害においても、この行動基準に準拠した行動とする。ただし、感染症の場合は除く。

議会 B C P 行動基準
(**感染症**の場合)

発生段階	状態	行動基準
国内発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、長野県内では発生していない段階	<p>予防・まん延の防止</p> <p>議会だより、市議会HP等を活用し、市民に対して、咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策を広報・周知する。</p>
近県発生期	長野県近県で感染症の患者が発生し、感染者が増加している段階	<p>予防・まん延の防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議員（委員会、会派を含む）の県外の往来については、慎重に対応することとし、やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に届け出をするとともに、現地での行動を記録する。 帰省後は、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。 2 県外からの視察等の受け入れを規制する。 3 傍聴希望者に対し、マスクの着用・検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策について、周知徹底を図る。
県内発生期	長野県内で感染症の患者が発生しているが、佐久市内では発生していない段階	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制の整備 災害連絡本部を設置し、対応方針を協議・決定する。 2 予防・まん延の防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議員（委員会、会派含む）の市外の往来については、慎重に対応することとする。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に届け出をするとともに、現地での行動を記録する。 帰省後は、体調の変化に細心の注意を払い、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。 (2) 県外に加え、市外からの視察等の受け入れを規制する。 (3) 傍聴希望者の感染対策については、近県発生期の行動基準3を継続する。 (4) 議員及び議会事務局職員は、マスクの着用・検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

<p>市内発生期</p>	<p>佐久市内で感染症の患者が発生し始めた段階</p>	<p>1 活動方針の決定 災害連絡本部は、感染症の拡大・防止対策及び議会の活動方針を協議・決定する。</p> <p>2 予防・まん延の防止対策 (1) 議員（委員会、会派含む）の出張については、慎重に対応することとする。 (2) 不要不急の会議、会合等については、慎重に対応することとする。 (3) 不特定多数の人が接触する可能性が高い行事の開催及び参加については、慎重に対応することとする。やむを得ない事情により行事を開催又は参加する場合は、現地での行動を記録する。 また、検温等による体調管理を徹底し、異変を感じた場合は速やかに医療機関を受診するとともに、議会事務局に結果を報告する。 (4) 市外からの視察等の受け入れを規制する。 (5) 傍聴希望者の感染対策については、近県発生期の行動基準3を継続する。 (6) 議員及び議会事務局職員の感染対策については、県内発生期の行動基準2（4）を継続する。</p> <p>3 感染者又は濃厚接触者発生時の対応 (1) 議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合 ア 速やかに、議会事務局に報告する。 イ 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族より議会事務局に報告する。 ウ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局に報告する。 (2) 事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合 ア 速やかに、議会事務局長（又は次長）に報告する。 イ 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族より議会事務局長に報告する。 ウ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施な</p>
--------------	-----------------------------	---

市内発生期		<p>ど、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。</p>
市内感染期	<p>佐久市内で感染症の患者が多数発生した段階</p>	<p>1 実施体制 災害連絡本部は、市対策本部等と協力・連携し、情報の共有を図る。</p> <p>2 予防・まん延の防止対策 (1) 議員（委員会、会派含む）の出張及び不要不急の会議、会合等については、より慎重に対応することとする。 (2) 不特定多数の人が接触する可能性が高い行事について、開催及び参加を規制する。 (3) 外部からの視察等の受け入れを規制する。 (4) 傍聴希望者の感染対策については、近県発生期の行動基準3を継続する。 (5) 議員及び議会事務局職員の感染対策については、県内発生期の行動基準2（4）を継続する。</p> <p>3 感染者又は濃厚接触者発生時の対応については、市内発生期の行動基準を継続する。</p>
小康期	<p>患者の発生が減少し、流行が低い水準となった場合</p>	<p>1 実施体制 患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、災害連絡本部を解散する。</p> <p>2 予防・まん延の防止 (1) 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。 (2) 外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。 (3) マスクの着用・検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策について、実践の徹底を緩和・解除する。</p>

議員安否確認表（別紙様式 1）

確認日時	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名			議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他（ ）		
			無		
	同居家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他（ ）		
			無	不明 ⇒ 連絡取れず	
現在地	市内	⇒ 自宅 自宅外（ ）			
	市外	⇒ 場所（ ）			
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他（ ）			
		無	不明 ⇒ 市外滞在のため		
参集の可否	可 否	参集可能な時期			
連絡先	議員と連絡がとれない場合 ⇒ 家族の連絡先を記入				
地域の被災状況					
その他					

議員参集状況調書及び災害被害状況報告書（別紙様式2）

受付日時	月	日	時	分
------	---	---	---	---

報告者 (議員)			
交通手段	徒歩・自転車・ バイク・自家用車	所要時間	
出発 場所・時刻		到着 場所・時刻	

【調査事項】

被害発生場所 (目標物)	覚知時刻	被害の状況

※本報告書は、災害連絡本部への参集途上等に周囲の被害状況を調査し、後の応急対策・復旧活動に活用する。参集後、直ちに「災害連絡本部」に提出。

※調査事項の内容は、①人的被害状況 ②家屋等の物的被害状況 ③火災等の発生状況 ④避難の状況 ⑤道路・橋梁・ライフライン（電気・上下水道・ガス・電話）の被害状況を記入する。

議員の安否確認などのメール文例（別紙様式3）

【ケース1】※地震・風水害・火山災害・その他⇒議長、副議長及び会派の代表に送信（1次招集）

表題：市議会災害等対策連絡本部の設置について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・火山災害・その他）のため、佐久市災害対策本部が設置されました。

これにより、佐久市議会BCP（業務継続計画）に基づき、佐久市議会災害等対策連絡本部を設置しますので、議長、副議長及び各会派の代表は、議会棟2階全員協議会室（〇〇〇〇）に参集してください。

なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、服装携行品にもご留意ください。

【ケース2】※地震・風水害・火山災害・その他 ⇒ 全議員に送信（2次招集）

表題：安否確認（議員）について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・火山災害・その他）のため、佐久市災害対策本部が設置されました。

これにより、佐久市議会BCP（業務継続計画）に基づき、佐久市議会災害等対策連絡本部が設置されました。については、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信してください。

- ①自身と同居家族の被災の有無
- ②現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ③居宅の被害の有無
- ④地域の状況（特記すべき内容がある場合）

令和2年9月25日 策定・施行

佐久市議会業務継続計画

(市議会版BCP)

令和2年9月

編集発行 佐久市議会

佐久市中込3056

電話 0267 (62) 3495